

フリーランス・トラブル110番を巡る状況

2023年8月3日(木)

第1回特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会用資料

委員:森田茉莉子(弁護士)

フリーランス・トラブル110番に 寄せられる相談

フリーランス・トラブル110番とは

- フリーランスのための無料相談窓口
(厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営)
- あいまいな契約やハラスメント、報酬の未払いなどのトラブルに対して、弁護士が直接アドバイスを行う
- 電話・メール・Web等の方法で相談可能
- 当事者で話し合いをしたい場合には「和解あっせん手続き」の利用が可能

【参考】

(特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備)

第二十一条 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

フリーランス・トラブル110番(令和2年11月設置)

関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携し、フリーランスの方が、発注者等との契約等のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置

フリーランス・個人事業主の方へ!
(スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど)

弁護士に無料相談できます!

フリーランス・トラブル110番

こんなトラブルで悩んでいませんか?

あいまいな契約 報酬が明示されない状態での作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。	ハラスメント 精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為、セクハラ行為。	報酬の未払い 報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし、納品後のクライアント会社の理屈、言質不達。
--	---	---

弁護士による**和解あっせん手続**で**ワンストップで解決**することができます!
 弁護士が対応 秘密厳守 匿名相談可 対面・Web相談可 和解あっせん手続費用無料

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします!

フリーランス・トラブル110番
 東京都港区第二東京弁護士会
 東京都港区は、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

0120-532-110
 通話料/受付時間 11:30~19:30 (土日祝日を除く)
 help@freelance110.jp

対面・Web(ビデオ通話)でもご相談も受け付けています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。

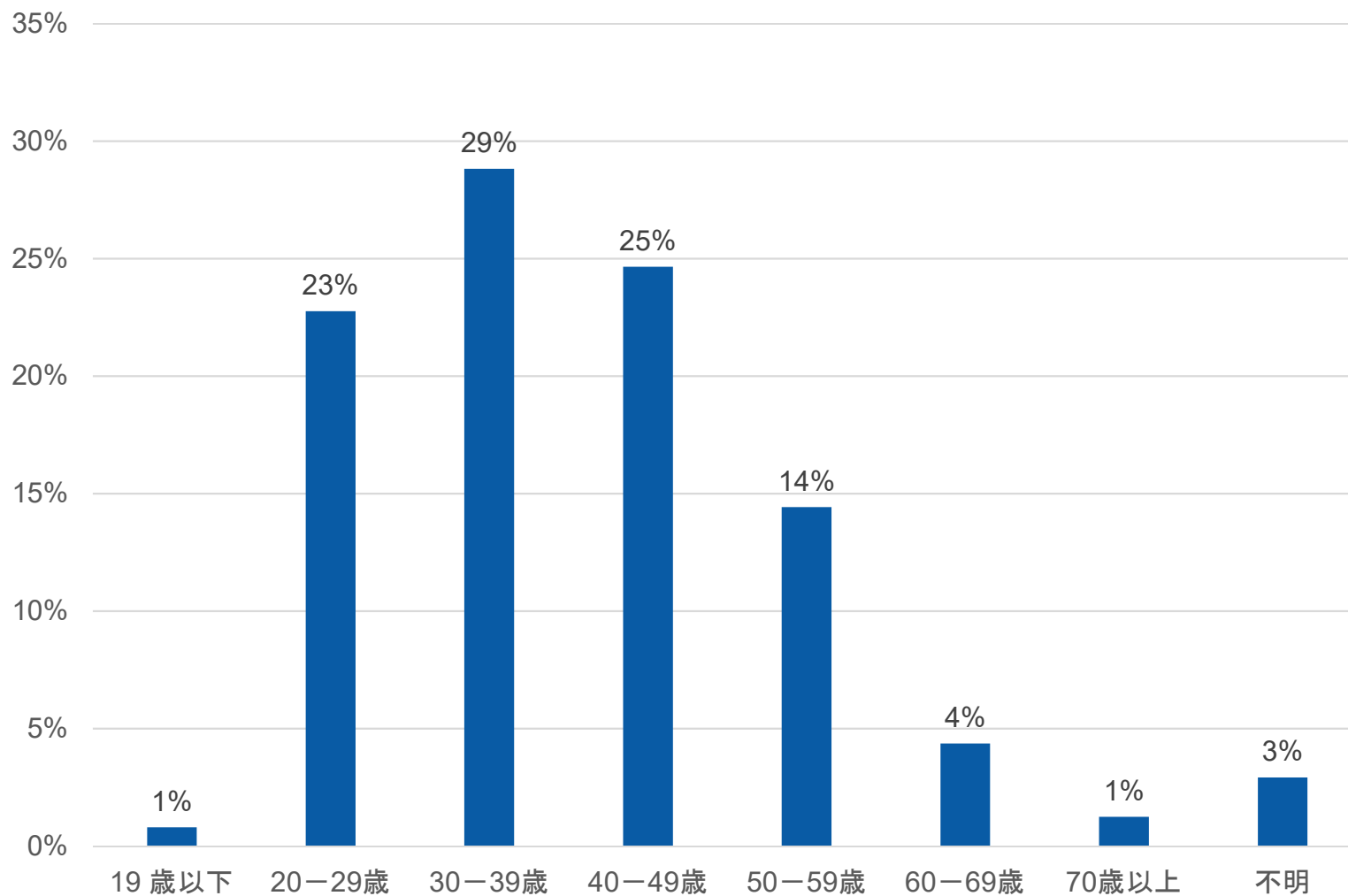
ご相談の流れ



フリーランス・トラブル110番 相談件数

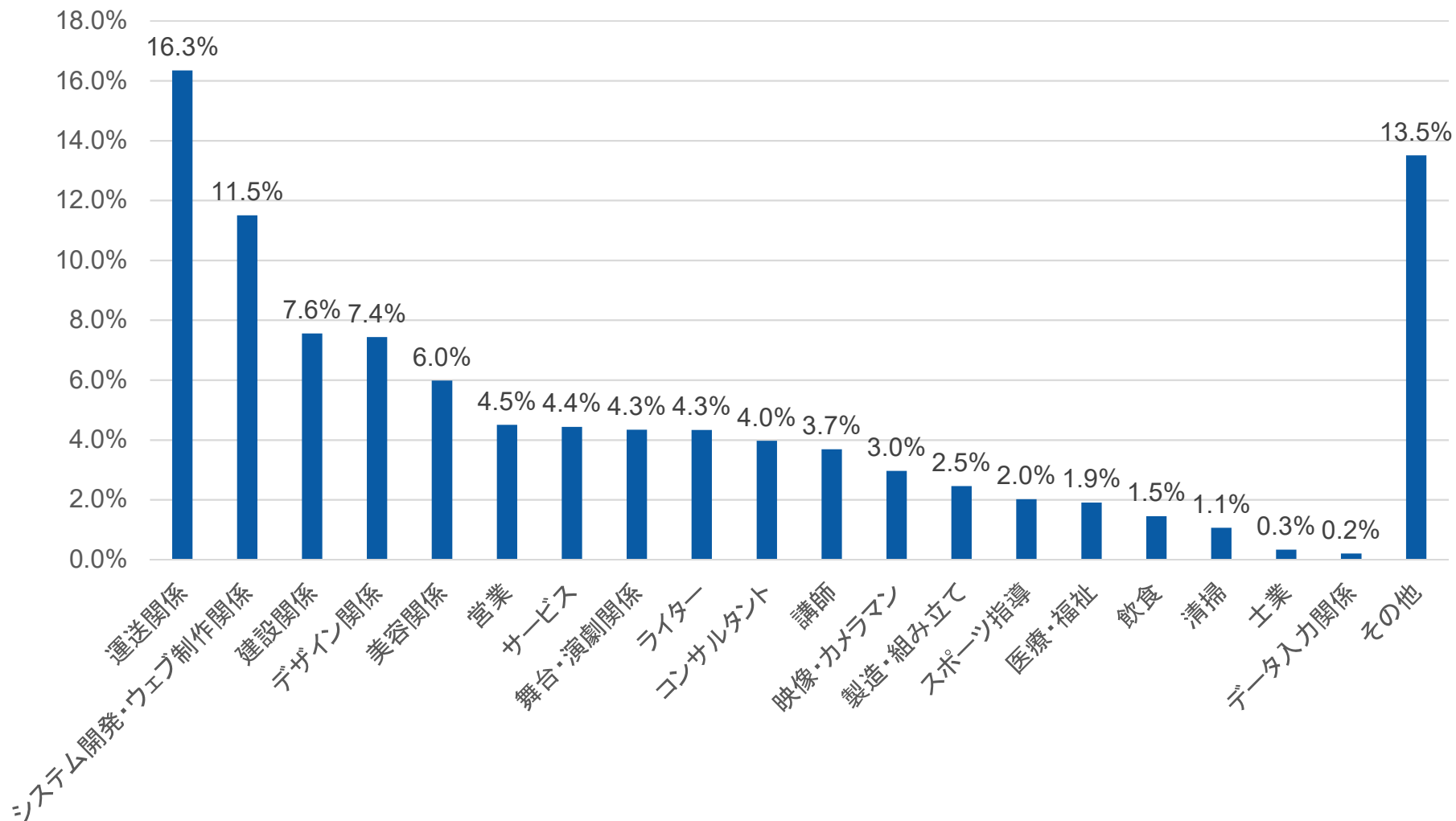
- 一般相談
 - 令和4年度1年間で合計6,884件(月平均570件程度)
 - 電話:4,460件
 - メール:2,371件
 - 対面相談(web面談含む):53件
 - 令和5年度は、4月:587件、5月:645件、6月:764件
(いずれも電話・メール・対面/web相談の合計)
- 和解あっせん
 - 令和4年度は受付件数:182件、実施件数:163件、和解成立:52件
 - 令和5年度4~6月で受付件数:54件、実施件数:47件、和解成立:12件
- 全国対応(フリーダイヤル 0120-532-110)
- 相談員は、開始当初は常時1名体制、令和4年度~常時2名体制、令和5年度途中~3名となる時間帯も設けている。

フリーランス・トラブル110番 相談者の年齢



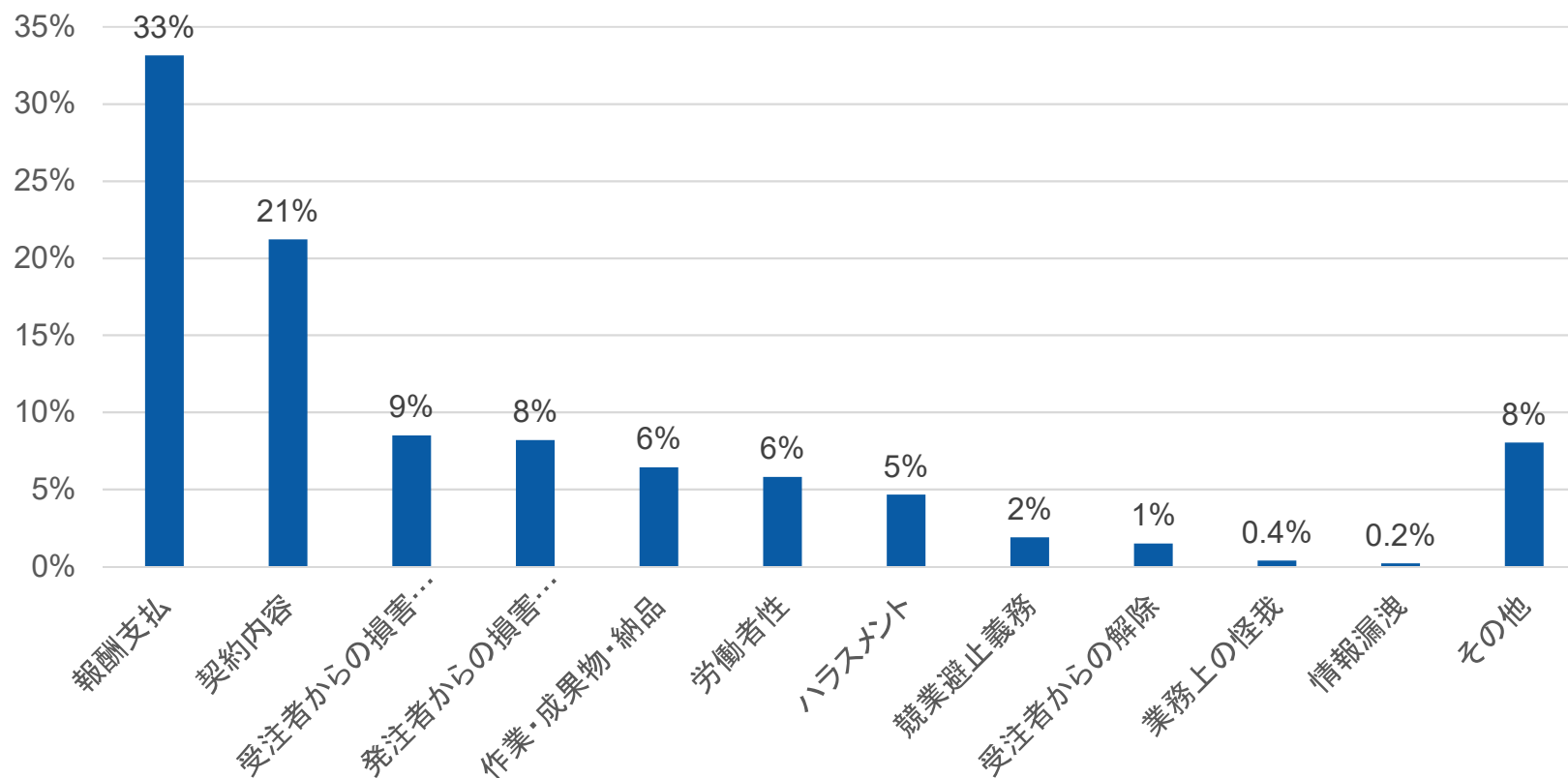
N=6,884 (令和4年度全相談件数)

フリーランス・トラブル110番 相談者の業種



N=6,884(令和4年度全相談件数)

フリーランス・トラブル110番 相談内容



N=10,820(令和4年度の相談内容について複数該当有でカウント)

(参考)「報酬の支払い」: 報酬の全額不払い、支払遅延、一方的減額など。

「契約内容」: 契約条件が不明確・契約書不作成等、作業開始後の契約の一方的打ち切りなど。

「作業・成果物・納品」: 作業時間、作業内容・仕様の変更、成果物の受取拒否、知的財産権など。

「その他」: 和解あっせんの進め方ワクチン接種義務、作業前の解除、研修費の返還、フリーランスへの切替、発注減少、プラットフォームのシステム・評価方法への苦言、契約更新拒絶など

フリーランス新法（第3～5条）の 各相談類型への予想される影響

①取引条件明示書面の未作成・取引条件の不明瞭

- 給付の内容その他の事項の明示が義務化(新法3条)
- これにより、一定程度はトラブル回避につながると予想
- 取引条件の内容が不明瞭であることによるトラブルには、以下のようなものも多く、第3条によりこれらがどこまで解決できるかは要検討と考えられる
 - － 当事者の連絡先不明によるトラブル発生時の対応の困難
 - － 解約条件(解約予告期間等)の未記載、不当に長期に及ぶ予告期間
 - － 報酬とは別に定められる違約金・罰金関連
(明示書面への記載を求めるのか、不当に高額な違約金・罰金等について対処が可能か等)
 - － システム開発・デザイン等での仕様
(当初の明示書面で記載することは基本的には困難だが、成果物についてのトラブルの原因にはなりやすい)

※また、契約終了後の競業避止の定め等、個別性の強いトラブルも存する

②報酬未払・支払遅延

- 給付受領日から60日以内の報酬支払期日(再委託の場合には一定の場合にのみ元委託支払期日から30日以内)の設定・支払の義務化(新法4条)
- これにより、少なくとも報酬の未払・支払遅延については一定のトラブル回避につながると予想(正当な理由なく報酬支払を拒否したり、元請けからの入金がないという理由での支払遅延等はできなくなる)
- フリーランス側から契約を解除した場合に良く見受けられる「違約金・罰金」等との相殺を理由とした未払については、報酬未払として対応できるのか(民法上有効な相殺として報酬未払としての対応はできないのか)は要検討。

③受領拒否、一方的減額、返品、買ったたき、購入利用強制等

- 下請法4条に定める禁止行為とほぼ同様の禁止行為が明文化(新法5条)
- これにより、例えば、発注時点では指定のなかった仕様が追加される等によるやり直しの要請や、受領拒否等、一定程度はトラブル回避につながると予想
- ただし、5条は一定期間以上の継続性(更新含む)が要件となるため、要件から漏れる事案ではトラブルは回避できない。
- 継続性要件を潜脱するような更新を行う発注者が現れる懸念もある。
- 買ったたきについては、何をもって「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額」と判断するのかの問題もあると予想。